

5 章 移行前後の業務運用等について(入出港関連)

1 航空

(1)入出港関連業務に係る関係情報の移行

航空における入出港関係情報については、第 6 次 NACCS の情報を全て第 7 次 NACCS に移行しますので、留意事項はありません。なお、システム停止時間帯に離発着する航空機に係る入出港関係手続きの取扱いについては、あらかじめ関係行政機関にご相談ください。

(2)乗組員・旅客氏名表報告情報に係る運用

乗組員氏名表(NLR)及び旅客氏名表(PLR)の事前報告に関しては、以下の点にご留意ください。

ア 共通事項

システム更改前後において新規就航(就航空港の追加を含む)する予定の航空会社があり、NLR 及び PLR について、航空通信回線を利用して提出する予定がある場合は、税関への申し出とシステム設定が必要となりますので、あらかじめ各空港の税関窓口までご相談ください。

イ 「乗組員氏名表登録(NLR01)」/「旅客氏名表登録(PLR01)」業務での報告

パッケージソフトを利用して NLR01 業務及び PLR01 業務により報告を行う場合は、第 6 次 NACCS の停止前までに事前報告を行ってください。

なお、システム停止時間中に報告期限となる場合は、第 6 次 NACCS の停止前までに事前報告を行っていただくか、当該報告を行うことが困難な場合は、マニュアルにより対応してください。

ウ 航空通信回線(SITA・ARINC)を利用した報告

航空通信回線を利用して NLR 及び PLR の提出を行っている場合には、NACCS の停止時間を意識いただく必要はありませんので、通常どおり報告を行ってください。なお、NACCS のシステム停止時間帯に送信された PLR、NLR については、第 7 次 NACCS 更改後に送信が再開されます。

エ 旅客予約記録に係る運用

旅客予約記録(PNR)の事前報告に関しては、以下の点にご留意ください。

A 共通事項

システム更改前後において新規就航(就航空港の追加を含む)する予定の航空会社があり、PNR での事前報告を航空通信回線を利用して提出する予定がある場合は、税関への申し出とシステム設定が必要となりますので、あらかじめ各空港の税関窓口までご相談ください。

B 「旅客予約記録情報登録(PNR01)」業務での報告

パッケージソフトを利用して PNR01 業務により報告を行う場合は、第 6 次 NACCS の停止前までに事前報告を行ってください。なお、システム停止時間中に報告期限となる場合は、第 6 次 NACCS の停止前までに事前報告を行っていただくか、当該報告を行うことが困難な場合は、マニュアルにより対応してください。

オ 航空通信回線(ARINC)を利用した報告

航空通信回線を利用して PNR の送信を行っている場合には、NACCS の停止時間を意識いただく必要はありません。通常どおり報告を行ってください。

なお、NACCS のシステム停止時間帯に送信された PNR については、第 7 次 NACCS 更改後に送信が再開されます。

【参考】

乗組員氏名表(NLR01)、旅客氏名表(PLR01)、旅客予約記録(PNR01)情報の航空通信回線による提出については、2025 年 10 月 11 日(土)23:00 で各情報の受信を一旦停止し、翌 12 日(日)05:00 以降に受信を再開します。このため 23:00 から 05:00 までの間の情報は、第 7 次 NACCS 更改後に航空通信回線によりまとめて送信が行われることとなります。

したがって、システム停止時間帯においては、航空通信回線により報告された場合に、航空会社に出力している処理結果通知等は出力されませんので、あらかじめご了承ください。

2 海上

(1)運用上の留意点

ア WebNACCS 帳票

第 7 次 WebNACCS では、申請後や申請先からの回答後に配信される帳票の保存期間を、帳票が登録された日から 7 日から 14 日に延長します。

第 6 次 WebNACCS で配信された帳票であっても、保存期間が更改日をまたぐ場合は、14 日の保存期間が設定されます。

(例) 10 月 5 日に登録された帳票は更改前の 10 月 11 日(登録日から 7 日)削除

10 月 6 日に登録された帳票は更改後の 10 月 19 日(登録日から 14 日)削除

なお、第 7 次 WebNACCS では「WNC(帳票確認)」業務を廃止します。更改後、「WVS(書類状態確認)」種別「帳票情報」にて取得します。